

労働保険料等の納期限の延長

地域	内容
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県	労働保険料等（※1）の納期限の延長が行われます。地震が発生した日以降に到来する労働保険料等の納期限が自動的に延長されます。なお、いつまで延長されるかについては、現在検討されています。
その他の地域	地震により財産に相当な損失（※2）を受けたときには、地震が発生した日以降に納期限が到来する労働保険料等について、経営者の申請に基づき、1年以内に限り納付の猶予を受けることができます。

※1 労働保険料、特別保険料、一般拠出金並びに障害者雇用納付金のことです。

※2 「相当な損失」とは、経営者の全財産の価額に占める災害による損失の額の割合がおおむね20%以上の場合をいいます。